

第2章 環境報告の基本指針

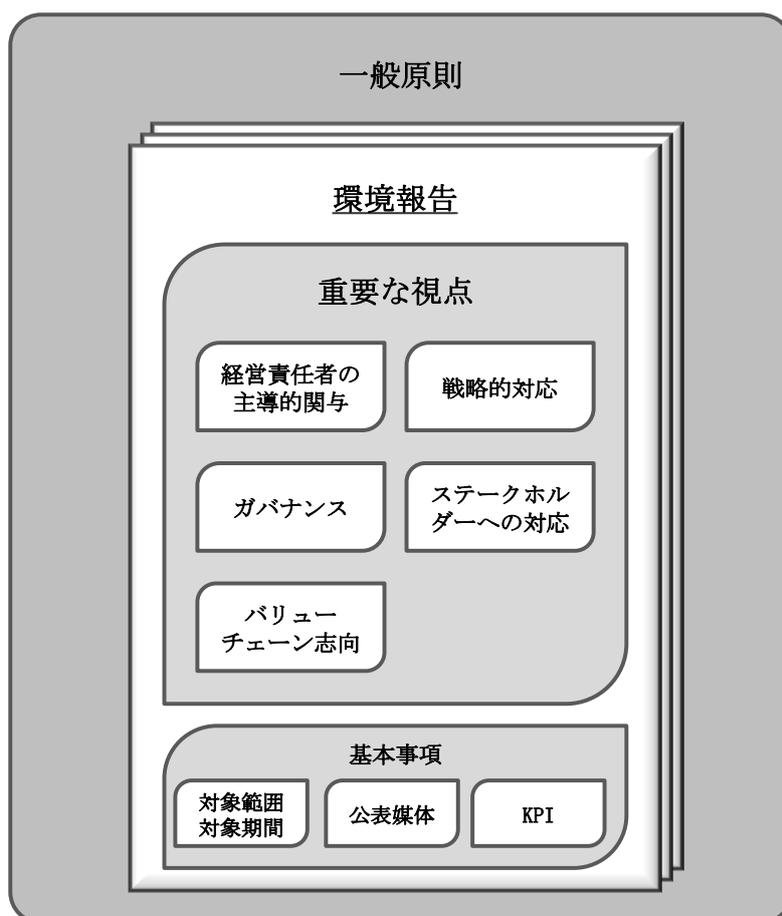
環境報告の開示内容は、事業者の組織形態、業種、規模、事業内容によって、それぞれ異なるのが一般的です。そのため、環境報告の公表媒体、様式、記載事項は、事業者が自らの判断で決定しなければなりません。その判断の規準となるのが環境報告の基本指針です。この基本指針は、一般原則、重要な視点、基本事項から構成されています。

一般原則は、「利用者にとって有用な環境報告が備える情報の特性」を示しており、これらの原則に従って作成することが環境報告の基礎的な前提条件となります。

重要な視点は、「環境配慮経営の実態を開示する上で欠かせない情報要素」を示しており、事業者が環境報告の記載事項を決定する際に考慮すべき重要な参照ポイントを提示しています。

また、環境報告を実施する上での基本事項は、「環境報告に際してとくに注意を払うべき手順とそのあり方」を示しています。

図 4 環境報告の基本指針



1.環境報告の一般原則

環境報告は、事業者の説明責任の観点及びステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供する観点から、環境コミュニケーションのツールとして実施されるものです。

以下に示す「環境報告の一般原則」は、環境報告の基礎的な前提条件となるものであり、これらの一般原則に合致しない場合は、環境報告に期待される機能を果たすことができません。

一般原則は、目的適合性、表現の忠実性、比較可能性、理解容易性、検証可能性、適時性から構成されています。環境報告が有用な情報を提供するために基本的な原則は「目的適合性」と「表現の忠実性」であり、その他の原則は情報の有用性をさらに高めるために必要な補完的な原則となります。

原則1 目的適合性

環境報告は、事業者が利用者の意思決定に影響を与える可能性があるとして判断した情報を、提供しなければなりません。とくに、具体的な記載事項の決定にあたっては、重要な情報をすべて網羅する必要があります。

[1] 利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報

環境報告の利用者は、それぞれの目的を達成するために、環境報告が提供する情報に基づいて何らかの意思決定を行うことがあります。この場合、一般的に、利用者が知っているか否かで意思決定に違いがでると考えられる情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」になります。

例えば、環境パフォーマンス指標は、利用者が環境配慮経営を評価する際に不可欠な情報なので、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」と考えられます。

[2] 重要性の判断による記載事項の決定 (p.31解説を参照)

環境報告の記載事項は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況に関して、重要な情報をすべて網羅する必要があります。

重要な情報とは「利用者の意思決定に影響を与える情報」です。特定の情報が開示されなかったり、または元の「事象」の規模が適切に表示されていないことで「利用者の意思決定に実際に影響を与える」ならば、その情報は重要な情報に該当します。

しかし、どの情報が具体的に重要な情報に該当するかは、各事業者がそれぞれの環境報告において伝えようとする個々の情報ごとに異なっており、あらかじめ一律に定めることができません。

そのため、特定の情報が重要な情報に該当するか否かは、情報が表現している元の「事象」の内容や規模を勘案して、事業者が個別に判断しなければなりません。

事業者は、環境報告の記載事項を決定する際に、自らが重要であると判断した事項と、ステークホルダーにとって重要であると考えられる事項の双方を勘案しながら、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」の範囲を総合的に判断します。

ステークホルダーにとって何が重要な情報かは、事業者がステークホルダーへの対応を通じて、自らの責任で判断します。この場合、ステークホルダーという対象は、ステーク

ホルダー個人というよりも、消費者、株主、取引先、従業員、地域社会、社会全体等のステークホルダー・グループであり、事業者は、それぞれにとって重要と考えられる情報の範囲を、ステークホルダー全体のバランスに配慮しながら決定します。

〔3〕 記載事項の決定プロセスの開示

環境報告では、記載事項をどのような方法や方針で決定したかについて、報告方針等で説明する必要があります。

〔4〕 本ガイドラインで示した記載事項との関係

本ガイドラインの第二部で示した5分野40項目の記載項目は、環境報告の代表的な情報・指標を、事業者が記載事項を決定する際の指針として列挙したものです。

しかし、これらのうち、各項目における「記載する情報・指標」は、事業者が説明責任を果たす上で、全ての事業者に共通して「重要な情報」に該当すると考えられる事項です。そのため、もし、その中に「該当しない」「存在しない」等の理由で記載しない事項がある場合には、その旨を開示することが求められます。

また、これら以外にも事業活動やステークホルダーとの関係から「重要な情報」が存在する場合は、その事項を開示することが必要です。

原則2 表現の忠実性

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況を、忠実に表現しなければなりません。そのためには、忠実な表現に不可欠な情報が網羅されていること（完全性）、それらの情報に偏りが無いこと（中立性）、情報の作成方法が適切に選択され、その適用に誤りが無いこと（合理性）が必要です。

〔1〕 「表現の忠実性」の考え方（p.31解説を参照）

環境報告は、報告対象となる「事象」を文章、指標、図・表・グラフ等の情報に加工して利用者に伝える手段であり、利用者はこれらの情報から元の「事象」を正しく理解できるようにしなければなりません。

そのため、環境報告の開示情報には元の「事象」を正しく伝えられる特性が必要です。この特性のことを「表現の忠実性」といいます。

開示情報に「表現の忠実性」が備わっているためには、その情報に完全性、中立性、合理性の3つの特性が必要です。

〔2〕 完全性

完全性とは、環境報告が「表現の忠実性」に不可欠な情報を網羅することであり、完全性のある環境報告を作成するためには、利用者に環境報告の対象事象について正しく理解させるのに必要な情報をすべて開示しなければなりません。

例えば、国際展開する環境配慮経営の実態を伝えるためには、全社的な状況を集合的に報告するだけでなく、地域別のセグメント情報が必要になる場合もあります。

また、環境パフォーマンス指標等の算定において、複数の算定方法や係数の適用が可能な状況では、算定した指標だけを開示すると、利用者はその指標から元の「事象」を

特定することができないので、採用した算定方法や係数についても説明することが必要です。

さらに、個々の指標の集計範囲が環境報告全体の対象範囲と異なる場合は、その指標の集計範囲や捕捉率についても開示が求められます。

[3] 中立性

中立性のある情報とは、偏りのない情報です。記載事項の決定において重要と判断された情報は、良い情報も悪い情報も、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはなりません。

また、情報を強調したり、歪めたり、意図的に改変することで、利用者の印象を変えないようにしなければなりません。

[4] 合理性

合理性とは、環境報告の対象事象を表現する情報に誤りや漏れがないように、情報の作成プロセスを適切に選択し、それを誤りなく定められた手順通りに適用することを求める要請です。

表現の忠実性は、必ずしもすべての情報が正確であることを意味するわけではありません。なぜなら、環境パフォーマンス指標等の中には一定の算定方法を適用して推計しなければならないものがあり、その場合、算定結果が環境パフォーマンス等を正確に表現しているか否かは判断が困難だからです。

しかし、適切な算定方法が選択され、定められた手順通りに適用されているならば、その算定結果と算定方法を開示することによって、表現の忠実性を確保することができます。

原則3 比較可能性

環境報告は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間においても一定の範囲で比較可能であるために、その基礎となる情報を提供することが望まれます。

[1] 比較の方法

利用者に開示情報の意味を理解させる上で「比較」は重要な手段です。環境配慮経営の成果や実績は単年度で見るとよりも、経年的な推移を見たり、事業特性や業態の類似した他の事業者と比較することで、より一層理解が容易になるからです。

また、何の取組も行わない状態をベースラインとして、これとの比較で取組等の進捗度を伝える工夫も役に立つ場合があります。

[2] 比較の基礎情報

比較を容易にするためには、比較の基礎となる情報が必要です。

そうした基礎情報として、経年比較では過去の一定期間にわたる取組の実績値、また、事業者間比較ではガイドラインや業界で一般的に使われている指標等の採用が有効です。

また、目標と実績によって取組の進捗度を管理している場合は、中・長期的目標の併記も望まれます。

[3] 算定方法等の変更

数値データが事業者の各期間を通じて比較可能であるためには、算定方法や算定範囲等が各期間にわたって一貫していなければなりません。それゆえ、算定方法や算定範囲及び係数等を変更した場合は、その旨、理由、変更による影響について記載することが必要です。

[4] 事業者間の比較

環境報告で開示された情報により事業者間比較を適切に行うには、指標等の数値が算定される前提条件等の正しい理解が必要となります。各事業者の環境報告は必ずしも対象組織の範囲が同一ではなく、事業活動の諸条件が異なるなど、数値そのものが完全に比較可能な状態にはない場合が多いからです。

環境報告では、指標等の事業者間比較が行われることにも配慮して、そのような算定条件の違いが利用者に伝わるように補足情報等を記載することが望まれます。

原則4 理解容易性

環境報告は、特別な専門知識がなくても理解できるように、情報を適切に分類し、他の情報と関連付け、または表現方法を工夫して、簡潔かつ明瞭に提供することが望まれます。

[1] 分類・区分表示

環境報告は、広範囲な種類の情報を提供するので、特別な専門知識のない利用者でも理解が容易になるように、それらの情報を適切に分類したり、区分表示して、簡潔かつ明瞭に伝える工夫が求められます。

環境報告の対象範囲が地域的・業種的に広い場合には、地域セグメント情報や事業セグメント情報等の提供も、利用者の理解を助ける有用な方法の一つです。

[2] 他の情報との関連付け

環境配慮経営が事業活動と戦略的に一体化している状況では、環境配慮等の取組状況を事業戦略や財務数値と関連付けて説明したり、中・長期的な目標と関連付けて将来見通しを提供することも、環境報告の理解容易性を高めます。

[3] 数値情報の活用

環境報告では、できる限り数値情報を活用することが望まれます。環境配慮等の取組における目標や実績を評価する上で、数値情報は環境報告の利用者の理解を助け、文章による記述情報の信頼性を高める効果があります。

特に、KPI (p.30「KPIの開示」の項を参照) のように、環境配慮経営における取組成果を的確に伝える指標を決定し、それを開示することが重要です。

なお、関係比率や指数等の加工した数値情報を開示する場合は、基礎となる実数値の併記が求められます。

[4] 表現方法の工夫

わかりやすい環境報告を作成する上で、簡潔で平易な文章や文体の使用、グラフや写真等による説明の視覚化、難解な用語や専門的な数値について解説または用語集の開示は、きわめて有効な方法です。しかし、それ以外にも事業者の創意によって、環境報告の理解容易性を高める方法を工夫することが望まれます。

原則5 検証可能性

環境報告は、記載事項について、その前提条件、作成方法、算定根拠等を明らかにし、記載事項が対象事象を忠実に表現していることを、客観的に検証できるようにする工夫が望まれます。

[1] 検証可能な開示方法

記載事項が対象となる事象を忠実に表現しているかどうか客観的に検証できなければ、利用者にとって環境報告を信頼できなくなるリスクが高まり、環境報告の有用性は著しく低下します。

それを防ぐためには、記載事項について、前提条件、集計範囲、算定方法、原データ等の作成プロセスに関する情報を開示し、前提条件からの論理的な推論や再計算等によって、作成結果の妥当性を検証できるようにすることが必要です。

原則6 適時性

環境報告は、利用者の意思決定に間に合うタイミングで、公表することが望まれます。

[1] 望ましいタイミング

利用者の意思決定に役立つためには、できる限り早いタイミングで情報開示することが求められます。

例えば、環境報告の対象期間後に発生した出来事が重要な情報である場合、対象期間の環境報告に間に合わせて開示したり、またはウェブ等で適宜開示することは、望ましい工夫です。

なお、環境負荷等の状況について経年変化を観察する利用者のために、すでに適時開示した重要な情報を、その後の期間も繰り返して開示することが有用な場合もあります。

2.環境報告の重要な視点

環境報告の重要な視点は、環境配慮経営の方向性（p.14参照）にある5つの重点事項のうち①～④の事項と、その継続的かつ確実な実行を担保するための「組織体制及びガバナンス」により構成されます。

これらは、経営全般に関する重点事項としても位置付けられ、事業者が重要性の判断により、主として全社的な環境配慮経営に関する記載事項を決定する際において必要不可欠となる視点です。開示される情報は、これらの視点に基づき選択され、情報利用者に提示される必要があります。

重要視点 1 経営責任者の主導的関与

経営責任者には、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況について、社会に対して説明する責任があります。その責任を環境報告によって果たす場合、経営責任者は、重要な課題と取組方針を明確に説明し、その実行について明言することが求められます。

[1] 経営責任者の説明責任

経営責任者は、出資者の拠出資本だけでなく、自然環境、労働力、リース資産、社会基盤等の様々な源泉の資本を利用して、事業活動を営んでいます。そのため、これらの資本の提供者に対し、その使用の顛末について説明する責任を有しています。

とくに、自然環境の場合は、社会全体で共有する公共財なので、経営責任者には、事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組状況を、社会に対して説明する責任があります。そして、事業活動に伴う自然資源の利用や環境負荷の発生状況と直接又は間接的に関係するステークホルダーにとって、「環境」が重要な情報となる場合には、経営責任者は説明責任を履行する責務を負います。

この説明責任を果たす上で、環境報告は重要なツールになっています。

[2] 経営責任者のコミットメント

経営責任者は、重要な課題を明らかにして、それに対する取組方針を立案し、その実行を明言することで、環境報告において主導的な役割を果たすことが求められています。

とくに、取組方針の実行をステークホルダーに向けて明言することは、経営責任者が説明責任を果たす上で重要なプロセスであり、環境報告の基幹部分を構成しています。このプロセスは、一般的にコミットメントとも呼ばれていますが、そうした名称の如何に関わらず、環境報告ではまず取組方針の実行を「明言する」ことが起点になります。

重要視点 2 戦略的対応

環境配慮経営の重要な課題が、事業活動にリスクと機会をもたらすことで事業戦略にも影響を与えている場合は、環境報告において、環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、戦略的対応の内容を規制動向等の背景情報と関連付けながら説明することが求められます。

[1] 重要課題とリスク・機会

気候変動や資源制約のような重要な環境課題は、事業活動にとってリスク要因となるだけでなく、その課題に対応する環境配慮型製品・サービス市場の出現によって、機会要因ともなります。

このような状況で、リスクと機会に対する対応が事業戦略に組み込まれる場合は、環境報告において、全社的な環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、関連する戦略的対応の内容を説明する必要があります。

[2] 戦略的対応の内容

戦略的対応の内容については、次のような情報が含まれます。

- ✓ 事業戦略に影響を与えている重要課題
- ✓ リスクと機会の内容と事業活動への影響
- ✓ 事業戦略による対応の内容と期間
- ✓ 事業戦略の成否に関する将来見通し

[3] 背景情報との関連付け

事業戦略は、現在のリスクと機会だけでなく、法規制等の動向を含む事業環境の変化に伴う潜在的なリスクと機会によっても影響を受けます。そのため、戦略的対応の内容を正確に伝えようとすれば、そうした変化に関する事業活動の背景情報と関連付けて説明することが肝要です。

重要視点 3 組織体制とガバナンス

環境報告では、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響が正確かつ網羅的に把握され、それらに対する環境配慮等の取組方針が適切に実行されることを示すために、組織体制及びガバナンスの状況について説明することが求められます。

[1] ガバナンスの状況

環境報告では、環境配慮等の取組を実行するための組織体制について、説明することが必要です。

その際に、この組織体制が健全かつ効率的に機能する上での基礎となるガバナンスの状況を明らかにしなければなりません。例えば、組織体制における最高責任者、権限と責任の状況、報酬や業績評価等のインセンティブ・システム、全社的な経営組織におけるガバナンス構造は、環境配慮等の取組を実行するための組織体制に関するガバナンスの状況を

知る上で重要な情報です。

[2] 内部統制の状況

ガバナンスには環境報告を行う組織の内部統制も含まれます。環境報告の内部統制とは、環境報告が適正に実施されるように、一定のルールに基づいて管理する組織体制をいいますが、利用者がその有効性を評価できるように、必要な情報を開示することが重要です。

重要視点4 ステークホルダーへの対応

環境報告では、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響が正確かつ網羅的に把握され、それらに対する環境配慮等の取組方針が適切に立案されていることを示すために、事業者のステークホルダーへの対応状況を明らかにすることが求められます。

[1] ステークホルダーへの対応の重要性

事業者が、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響を正確かつ網羅的に把握し、適切な環境配慮等の取組方針を立案・実行する上で、ステークホルダーへの対応は不可欠なプロセスです。

ステークホルダーへの対応は、環境配慮経営上の重要な課題を特定するのに有効な方法であり、その結果を踏まえて効果的な取組方針を立案するための前提条件だからです。

[2] ステークホルダーへの対応状況

ステークホルダーへの対応は、事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーへの関与能力を向上させて、その要請を事業活動や意思決定に反映させるための一連の組織的な行動プロセスです。通常は主要なステークホルダーごとにいくつかの対応チャンネルが設けられており、単なる情報伝達だけでなく、顧客の相談窓口制度、従業員満足度調査、サプライヤーとの意見交換会、ダイアログ、NGO/NPOとのパートナーシップ等のように、諮問や相談、対話、協働といった様々な関与形態をとって実施されるのが一般的です。

こうしたステークホルダーへの対応状況は、環境報告の利用者が事業者の環境配慮等の取組方針を評価する上で有力な支援情報となります。

重要視点5 バリューチェーン志向

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況を明らかにするために必要な範囲で、バリューチェーンにおける環境負荷等の状況や環境配慮等への取組状況に関する情報を、開示することが求められます。

[1] バリューチェーン志向の重要性 (p.32解説を参照)

気候変動や資源制約に対する国際的な政策動向のように、拡大生産者責任の下、市場原理による規制が強化されつつある現状では、規制コストによるリスク要因や環境配慮型製品・サービス市場の出現による機会要因が、バリューチェーンで発生する可能性が大きくなっています。

こうした状況下で、これらのリスクと機会に対する対応方針を事業戦略に一体的に組み込む事業者の場合は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況の全体像を明らかにする上で、バリューチェーン全体を視野に入れた情報開示が必要になることがあります。

[2] バリューチェーン情報の範囲

バリューチェーン志向の環境報告においては、環境配慮経営の戦略的な推進状況を評価する上で、次のような情報が有用です。

- ✓ バリューチェーンマネジメントの方針・目標・実績
- ✓ グリーン購入や環境調達・CSR 調達の状況
- ✓ 環境配慮型製品・サービスの開発状況、販売実績、削減貢献
- ✓ 外部委託した輸送の状況
- ✓ その他の間接的な資源・エネルギー消費の状況

[3] トレードオフへの配慮状況

特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させる場合は、それを回避するために、事業活動全体における資源・エネルギー消費と環境負荷の相互関係を十分に把握して、バリューチェーン全体で総合的に最適となるような方法で環境配慮等の取組を行う必要がありますが、その場合には、環境報告にも、こうしたトレードオフへの配慮状況について説明することが望まれます。

3.環境報告を実施する上での基本事項

環境報告を実施する上での基本事項は、環境配慮経営の実態をより客観的に情報利用者に伝え、かつ利用されることを目的として記載する際に重要となる記載事項全体に係わる留意点です。

これらは、環境配慮経営の方向性（p. 14 参照）にある「⑤持続可能な資源・エネルギー利用」や最近の開示動向における課題を考慮したものであり、事業者による開示方法の改善と更なる発展が期待される事項とも言えます。

基本事項1 対象範囲と対象期間の明確化

環境報告では、対象とする組織の範囲及び報告の対象期間を適切に決定し、これを明記することが必要です。

[1] 対象範囲の明確化

環境報告の対象組織は事業者が経営する企業組織全体です。事業者が企業集団を形成している場合は、対象組織の範囲を財務会計の集計範囲に準じて連結決算対象組織全体とし、その旨を明記することが基本です。

対象組織の範囲が連結決算対象組織全体ではない場合や個々の記載事項で対象組織の範囲が異なる場合は、まず環境報告の対象組織の範囲を明確にし、それと異なる範囲を対象とする記載項目については、その対象組織の範囲を明記することが必要です。さらに、各開示範囲が全社的な環境負荷等のうちどの程度をカバーしているかについて、おおまかな目安（捕捉率）を開示することも有用です。

前回の環境報告と対象組織の範囲が異なる場合は、その旨と範囲の違いを説明し、経年での比較可能性に配慮することが望まれます。

[2] 対象期間の明確化

適時性の観点から、環境報告は、少なくとも年一回、定期的に行うことが重要です。

環境報告の対象期間は、財務会計の決算期間と一致していることが望ましいのですが、それと異なる場合は、その対象期間を明記して下さい。

基本事項2 公表媒体の選択

環境報告では、利用者にとっての利便性と理解容易性を考慮して、適切な公表媒体を選択することが必要です。複数の公表媒体を併用する場合は、全体構成と個々の公表媒体の位置関係がわかるように説明し、各公表媒体間の相互参照が容易になるような工夫が望まれます。

また、ウェブを公表媒体として選択する場合は、環境報告へのアクセスの容易さ、情報の一覧性、規則的な情報の階層化等を勘案して、適切に環境報告を構成することが求められます。

[1] 公表媒体の選択

環境報告では、利用者にとっての利便性や理解容易性を考慮して、適切な公表媒体を選択する必要があります。

また、選択した公表媒体では、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況を、総合的かつ体系的に報告する必要があります。

[2] 複数の公表媒体の併用

公表媒体の選択に際して、複数の公表媒体を併用する場合は、まず環境報告の全体構成を明示し、その中における個々の公表媒体の位置付けがわかるように説明すると共に、各公表媒体間の相互参照が容易になるような開示上の工夫をすることが望まれます。

[3] ウェブを利用する場合

公表媒体として、ウェブを選択する場合は、次の点に留意することが必要です。

- ✓ 環境報告へのアクセスが容易であること
(トップページから環境報告へアクセスする際に、迷うことなく円滑に辿り着けるようにすること)
- ✓ 情報に一覧性があること
(サイトマップ等を活用して、環境報告の全体構成が一覧できるようにすること)
- ✓ 階層化された情報に規則性があること
(環境報告の目次における大項目・中項目・小項目などの情報の階層構造が、ウェブのディレクトリ構造にも反映されるように構成すること)

なお、上記以外にも、開示情報の対象範囲や対象期間が明確であることや、頻繁な更新等により過去情報が閲覧不能となることのないよう配慮することが求められます。

基本事項3 KPIの開示

環境報告では、可能な限り数値情報を活用して、記述情報の信頼性を高める工夫が必要です。とくに、環境配慮等の取組における戦略的な目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を説明するために、社会に対する説明責任に配慮して、KPIを適切に決定し、これを開示することが求められます。

[1] KPIの意義

KPI (Key Performance Indicators) は、環境配慮経営における重要課題について、環境配慮等の取組状況や関連する事業活動の経過、業績、現況を効果的に計測できるような定量的指標であり、一般に「主要業績評価指標」と呼ばれています。

KPIは、環境配慮経営の重要な成果を反映し、事業者の社会に対する説明責任を果たす上で必要な個々の目標達成度を表すことができる指標でなければなりません。

[2] KPIの決定 (p.33解説を参照)

環境配慮等の取組における戦略的な目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を分かりやすく説明する上で、KPIは有効なツールです。

KPIの決定にあたっては、経営責任者が戦略の進展状況、成果、現状を評価する上で有効であると判断して利用する指標を選択することが重要です。また、それは、ステークホルダーにとって重要な指標である必要があります。

[3] KPIの開示方法

KPIの開示方法には、総量（実数値）と原単位や環境効率等の関係比率がありますが、いずれが適切かは環境報告の目的から判断して決定すべきで、環境配慮等の取組に関する戦略との関連性がより強い指標を選択することが肝要です。

また、総量と原単位を併記したり、温室効果ガスのようにスコープ別に区分表示することが有用な場合もあります。

[4] KPIの計算要素

KPIを開示する場合は、利用者の理解を容易にするために、その定義、計算方法、排出係数、原データの情報源、計算の前提条件、業界標準等のベンチマーク（基準値）を併記することが望まれます。さらに、環境配慮等の取組に関する戦略との関連性について記述的に説明することが効果的です。

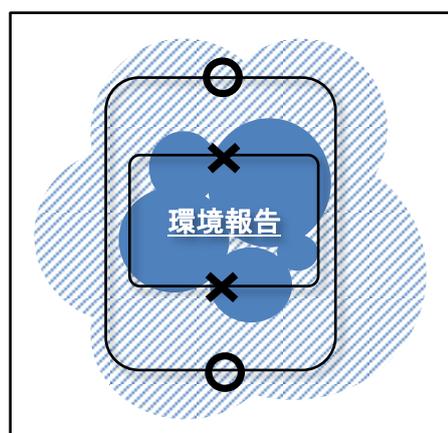
解説：原則1 目的適合性と原則2 表現の忠実性との関係

「原則1 目的適合性」は、「どの情報を記載するのか」に関する原則であり、表現の忠実性は、「その情報をどのように記載するのか」に関する原則となります。

事業活動に係わる情報（下図：□の枠）には、目的適合性のある情報（下図：▨の部分）と目的適合性のない情報（下図：□の枠のうち白い部分）が存在します。利用者によって目的は異なり、要請される情報の種類も変わってきますが、環境報告に記載される情報は、いずれかの利用者の目的に適合した情報である必要があります。それゆえ、事業者は、目的適合性の観点から情報の取捨選択をしますが、その際には「利用者の意思決定に影響を与える情報」（「重要な情報（下図：●の部分）」）であるか否かで重要性の判断をして、記載事項を決定していきます。この取捨選択の過程において、重要であると事業者が判断した情報が、環境報告に記載されないということがないように、事業者は注意する必要があります。例えば、ある環境負荷の発生量に関して、発生量の総量を示さずに、削減総量や原単位当たりの排出量だけを示すことは、重要な情報が欠落している状態かもしれません。

次に、記載すると決まった情報は、情報の表現しようとする元の「事象」が忠実に、利用者に伝達されるように記載されなければなりません。どのように記載するかは、「原則2 表現の忠実性」にある3つの特性を満たす必要があります。そのうち、「忠実な表現に不可欠な情報が網羅されていること（完全性）」は、利用者が目的適合性のある情報により、元の「事象」を正しく理解できるよう他の補足情報などと併せて記載することを指します。例えば、ある利用者にとって、事業者の販売した製品を使用することで発生する温室効果ガス排出量の総量が、目的適合性のある情報であったとします。その場合に、すべての製品を合算した温室効果ガス排出量だけを記載したとしても、環境配慮等の取組状況を正しく理解することはできないため、製品別の内訳情報や前提とした耐用年数・排出係数・エネルギーの使用効率などの補足情報も併せて記載することでより正確な理解を図っていくことが求められます。

図5 目的適合性のある情報と重要な情報及び環境報告との関係



×のついた環境報告は、重要な情報（●の部分）が欠落しているケース。

○のついた環境報告は、すべての重要な情報を網羅しているケース。

なお、目的適合性のある情報（▨の部分）だが、上の環境報告の対象にしない部分については、ウェブの環境情報データ集に記載するなどの工夫が必要です。

解説：重要視点5 バリューチェーン志向 [1] バリューチェーン志向の重要性

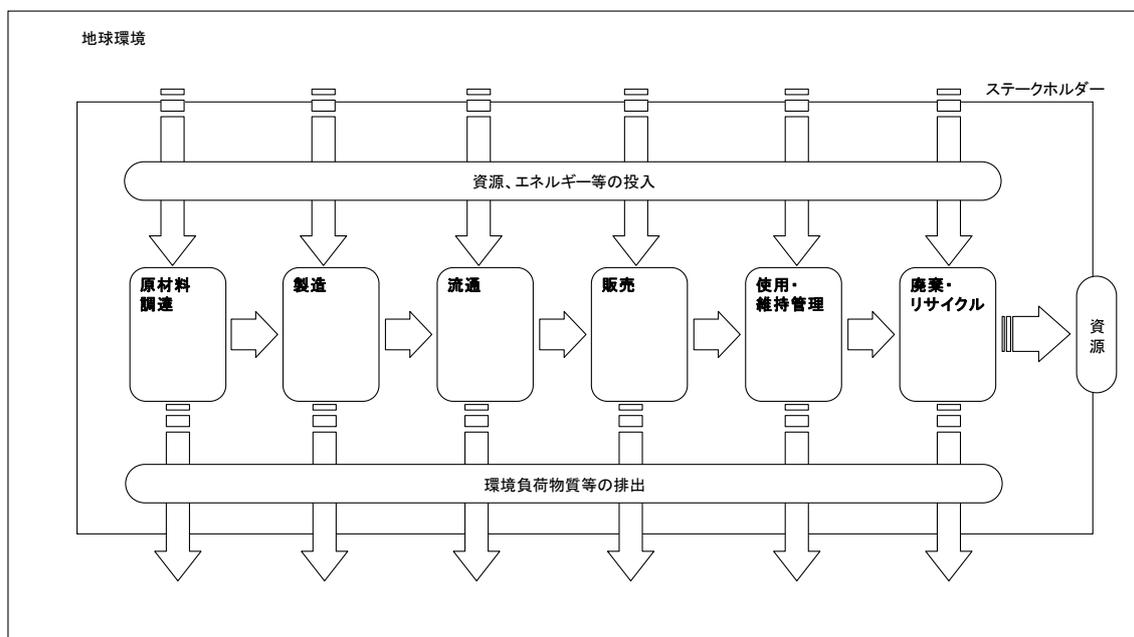
事業者は、新たな製品やサービスを社会に提供することを通じて、付加価値を創造し、社会の発展に貢献しています。また、他者による製品・サービスの利用や廃棄などを通じて、創造された付加価値は費消されていくこととなります。そして、この付加価値の創造と費消の連鎖（バリューチェーン）は、一事業者のみならず多くの関係者の経済活動により成り立っています。

事業者は、このバリューチェーンにおいて一役を担っているといえます。そして、このバリューチェーンの各局面における活動において、自然資源の利用がなされ、環境負荷による影響が生じています。つまり、自らの付加価値の創造は、川上から川下までの多くの関係者による環境負荷の状況や環境配慮等の取組と密接に関わっていると考えられます。

環境問題が深刻化し、事業者の責任が拡大していくなかで、環境配慮経営の目指すべき姿は、バリューチェーン全体における自然資源の利用を持続可能なものとし、事業活動に伴う環境負荷物質等の排出を極力低減するように配慮して、かつ付加価値の最大化を目指すことに他なりません。

そのためにも、まずは、バリューチェーン全体における自然資源の利用状況や環境負荷の発生状況を正しく把握することが重要です。その上で、自らの環境配慮経営が、川上の事業者による環境配慮経営の基に成り立っており、また川下における環境配慮行動に影響を与えることを認識する必要があります。そして、ステークホルダーとの対話などを通じて重要な環境課題を適切に特定し、さらにその課題に対して川上から川下までの関係者と協働するなどして戦略的に対処していくことが望まれます。

図 6 バリューチェーン全体と環境負荷等の関係



解説：基本事項3 KPIの開示〔2〕KPIの決定

KPIは、経営責任者が戦略的な環境配慮経営の進展状況、成果、現状を評価するのに有効であると判断して主として日常的に利用する定量的指標であり、情報利用者にとっては環境配慮経営の戦略や目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を理解し、経営行動の是非を評価するために有用な情報です。

例えば、温室効果ガスの削減戦略・目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を評価するのに、温室効果ガス排出量（総量）は有用なKPIです。これを、必要に応じて、事業活動から直接的に発生する排出量（スコープ1）、電力等のエネルギー購入によって間接的に発生する排出量（スコープ2）、バリューチェーンで間接的に発生するその他の排出量（スコープ3）に区分表示したり、または原単位指標のような生産量や売上高等の産出指標との関係比率に加工して開示することがありますが、いずれが適切なKPIかは環境配慮経営の実態開示という環境報告の基本目的から判断して決定すべきで、環境配慮経営の戦略との関連性がより強い指標を選択することが肝要です。

ただし、自然環境という公共財を使用することに付帯する説明責任を果たすためには、環境負荷の状況を排出量の総量で表示することが基本であり、区分表示や原単位指標等の関係比率（環境効率）は、総量に併記する形式で開示することが望まれる開示方法です。

また、KPIは、その性格上、事業活動の規模・内容に応じて、事業者ごとに異なるのが一般的です。そのため、業界ごとに一定の指標が存在する場合も少なくありません。本ガイドラインでは、環境配慮経営の状況を説明するために有用なKPIとして、第6章に代表的な数値情報を「記載する情報・指標」として提示しています。これらはいずれも、すべての事業者に通じて有用と考えられる指標ですが、事業者の属する産業部門や事業活動の実態から判断して、適用できなかつたり、追加すべき指標があつたりすることも事実です。最終的に事業者がKPIを設定するに際しては、比較可能性をより発展させるためにも、環境政策や業界で利用する目標等との整合性についても勘案していくことが期待されます。

なお、開示された数値情報の中には、重要性の高い情報とそうでない情報が混在する場合があります。このような場合は、とくに重要性の高い情報や指標が判別できるように、区分表示したり、ハイライト表示したりする工夫が必要です。